酉三月廿八日より

# 呉服太物類大安売

益御機嫌能被遊御座恐悦至極奉存候 私是迄追日繁昌仕候儀偏ニ御蔭と難有仕合奉存候依之猶相励為御礼今般呉服太物類大安売仕候間国々織元地絹木綿等直段格別[illegible]上ヶ申唯利分を薄く[illegible]仕入[illegible]御好物引札[illegible]大安売[illegible]御懸[illegible]大安売[illegible]当三月廿八日より[illegible]御[illegible]御披露[illegible]御[illegible]上候

一 綾子御肩衣 代三匁五分より
一 博多御帯地 代九匁八分より
一 本縮緬御羽織地 代拾七匁九分より
一 紬縮緬御羽織地 代三拾九匁五分より
一 新織浅縞ちゞみ 代拾三匁五分より
一 新ゝ絹紬一反 代七匁五分より
一 小紋呂御羽織地 代十八匁八分より
一 縞紬小紋御羽織地 代七匁五分より
一 本川織御袴地 代十九匁八分より
一 本松坂御羽織 代七匁五分より

其外呉服物数限なく新織染呉服地類御湯文地呉服きん留木綿類其外あらゆる織物品々御草履地類何れも下直ニ差上申候

正札附 合

江戸麹町七丁目
伊勢屋[illegible]衛